

松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託 プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 委託業務名

松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託

(2) 目的等

松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託（以下「本業務」という。）は、路線バスの利用者減少や運転士不足などの影響による路線廃止・減便に対応するため、「松江市地域公共交通利便増進実施計画」を策定し、乗継拠点の整備やキャッシュレス対応などの利用者の利便性向上と効率的な路線バスの見直し（見直しに伴うコミュニティバスの見直し含む）を行い、市民の皆様が暮らしやすくお出かけしたくなるまちづくりに貢献できる「公共交通」の実現することを目的とする。

なお、策定にあたっては、並行して策定予定している、路線バス事業者の「共同経営計画」についても念頭に置くこととする。

本業務の履行にあたっては、豊富な知識、技術及び経験等が求められることから、価格のみでなく実績、専門性、技術力、企画力及び創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者を選定するため、プロポーザル方式によって契約の相手方となる候補者を決定するもの。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和7年12月31日までとする。

(4) 委託業務内容

別紙1「松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託仕様書」のとおり。

2 提案上限額

11,790千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

3 実施形式

プロポーザル方式とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- ① 令和7・8・9年度松江市競争入札参加資格【物品】を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。
- ⑥ 本委託事業の実施にあたり、本事業の趣旨を十分に理解し、必要とされる業務経験等を有した者を従事させ、公益に資する意思を持って本事業に参加するものであること。

5 スケジュール

件 名	期 限 等
プロポーザル実施要領及び仕様書の公告	令和7年3月26日（水）
仕様書等に関する質問受付	令和7年4月8日（火）17時必着
仕様書等に関する質問回答	令和7年4月14日（月）までに松江市ホームページに掲載
参加表明書の提出期限	令和7年4月18日（金）17時必着
企画提案書の提出期限	令和7年4月25日（金）17時必着
プレゼンテーションの詳細案内	令和7年4月下旬
プレゼンテーション審査の開催	令和5年5月上旬
審査結果の通知	令和5年5月上旬
契約締結	令和7年5月中旬以降 ※国庫補助金交付決定後

6 配布資料

(1) 配布方法

本市ホームページに掲載 ※郵送、メール等による配布は行わない。

(2) 配布資料

- ① 実施要領（本書）
- ② 松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託仕様書（別紙1）
- ③ 採点基準表（別紙2）
- ④ 誓約書（様式1）
- ⑤ 参加表明書（様式2）
- ⑥ 会社の概要（様式3）
- ⑦ 類似業務受託実績（様式4）
- ⑧ 業務実施体制（様式5）
- ⑨ 提案価格書（様式6）
- ⑩ 質問書（様式7）
- ⑪ 参加辞退届（様式8）

7 質問の受付及び回答

(1) 質問のできる者

本書及び仕様書等に関して質問できる者は、「4 参加資格」を満たしている者で、かつ参加表明書（様式 2）を提出した者あるいは提出する意思のある者とする。

(2) 質問期限 令和 7 年 4 月 8 日（火）17 時必着

(3) 様式 質問書（様式 7）

(4) 質問方法 「12 問い合わせ先・書類提出先」に電子メールで問い合わせることとし、電子メール送信後、担当者まで電話にて送信確認すること。

8 応募書類

(1) 参加表明

① 提出書類 参加表明書（様式 2）

② 提出期限 令和 7 年 4 月 18 日（金）17 時必着

③ 提出部数 1 部

④ 提出先 松江市公共交通利用促進市民会議事務局（松江市まちづくり部交通政策課）

⑤ 提出方法 持参又は郵送による。

⑥ その他 参加表明書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式 8）にて提出先まで申し出ること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いは行わない。

(2) 企画提案書

① 提出書類

(ア) 企画提案書

- ・別紙 1「松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託仕様書」に記載の要件を満たすこと。また、追加項目があれば言及すること。
- ・様式は任意とし、その大きさは A4 サイズとすること。
- ・表題は、「松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託に関する企画提案書」とすること。

(イ) 会社の概要（様式 3）

(ウ) 類似業務受託実績（様式 4）及び成果物 1～2 点

(エ) 業務実施体制（様式 5）

(オ) 提案価格書（様式 6）及び提案価格内訳書（様式は任意）

提案価格書については、別紙 1「松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託仕様書」の内容により見積るものとし、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を記載すること。提案価格の詳細は「提案価格内訳書」に記載し、「提案価格書」と「提案価格内訳書」は割印すること。

② 提出期限 令和 7 年 4 月 25 日（金）17 時必着

③ 提出部数 10 部（ただし、上記「① 提出書類」のうち、(ウ) に掲げる成果物については、1 部と

する。)

④提出先 松江市公共交通利用促進市民会議事務局（松江市まちづくり部交通政策課）

⑤提出方法 持参又は郵送による。

(3) その他

①失格となる参加表明書、企画提案書等

参加表明書、企画提案書等が、次の事項の一つに該当する者は、失格となる場合がある。
なお、失格となった場合は、別途通知する。

- ㊦ 提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。
- ㊧ 指定する様式及び本要領に示した条件に適合しないもの。
- ㊨ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ㊩ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ㊪ 前記「2 提案限度額」を超えたもの。
- ㊫ 別紙1「松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託仕様書」の要件に適合しないもの。
- ㊬ 上記「1 参加資格」を満たしていないものによる企画提案書等

②制約事項

- ㊦ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- ㊧ 提出された書類等は、事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- ㊨ 提出された書類等は、事業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ㊩ 提出された書類等は、提出期限後の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- ㊪ 提出された書類等は全て返却しない。
- ㊫ 提出された書類等に対し、必要に応じてヒアリングを実施することがある。

9 企画提案に関するプレゼンテーション

提出された企画提案書の内容について、次のとおり提案者のプレゼンテーションを実施する。

(1)実施日時 令和7年5月上旬を予定。詳細は該当者に通知する。

(2)出席者 1者3名以内とする。

(業務を受託した際に管理責任者・主任技術者等となる者が必ず出席すること。)

- (3)その他
- ・プレゼンテーションは、1者15分以内とし、15分程度の質疑応答を行う。
 - ・プレゼンテーションは、企画提案書の内容に基づき実施すること。なお、プレゼンテーションでのパワーポイントの使用を認めるが、資料の追加配布は原則として認めない。
 - ・パワーポイントを使用する場合は、プロジェクター及び自立型スクリーンを除く必要な機材を参加者が準備すること。また、機材の故障等が発生した場合、松江市公共交通利用促進市民会議事務局はいかなる責任も負わない。

10 事業者の選定・審査・契約

(1)審査は、松江市地域公共交通利便増進実施計画策定業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員

会」という。)が別紙2「採点基準表」に基づき、評価点方式で行う。

- (2) 審査は委託候補者の優先順位を決定するものであり、本業務は審査の結果、評価点の最高得点者を第一優先交渉権者として選定する。次点は第二優先交渉権者とし、以降も同様とする。
- (3) 委託候補者と協議し、仕様書等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、仕様書及び委託候補者の提案の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本会議と委託候補者との協議・調整のうえ、内容を決定する。
なお、順位の最も高かった委託候補者と協議し、合意しなかった場合は、次順位の委託候補者との協議を行う。また、以降も同様とする。
- (4) 評価点が高点の場合は、委員会の各委員の合議により決定するものとする。
- (5) 委員会の評価点の合計が全体の6割未満である場合は、優先交渉権者としては選定しないものとする。
- (6) 審査の結果は、松江市ホームページへ掲載し、全提案者に対して郵送で通知する。なお、選定理由等の問い合わせには応じない。

11 その他

(1) 費用負担

企画提案書の作成・提出及びプレゼンテーションの実施等、本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。

(2) 個人情報

個人情報を適切に管理・保護するために必要な措置を講じること。

(3) 著作権

- ① 提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。
- ② 提出書類は、プロポーザルの実施及び契約の事務処理において必要な場合のみに用いるものとし、他の用途には用いない。
- ③ 提出書類については、松江市情報公開条例（平成17年松江市条例第14条）第5条の規定に基づき公開請求されたときは、同条例第7条に定められた非公開情報を除き、公開の対象とする。ただし、選定期間中においては、同条第5条の規定に基づき、公開の対象としない。

(4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(5) 審査又は契約の延期

- ① 天災その他やむを得ない理由により、審査又は契約を行うことができない場合は延期する。
- ② 提案者の損害は提案者の負担とする。

12 問い合わせ先・書類提出先

担当部署 松江市公共交通利用促進市民会議事務局（松江市まちづくり部交通政策課）
所在地 〒690-8540 松江市末次町86番地
電話 0852-55-5884 FAX 0852-55-5915
電子メールアドレス kotsu@city.matsue.lg.jp